

Q16. 補助事業採択後の概算払いについて実施予定はあるか。

(5/28更新)

A16. 間接補助事業者から概算払いについて協議があった場合は、機構における審査及び財務省との協議を経て、下記の経費を対象とし、交付決定額の1/2の範囲で概算払いを実施する予定です。なお、概算払いは原則として1回とします。

(対象となる経費)

1. 交付規程の別表第3業務費の区分と内容のうち、「人件費」、「備品費」、「借料及び損料」、「賃金」、「社会保険料」、「雑役務費」及び「資材購入費」
2. 交付規程の別表第4のうち、「工事費」(支払いについて前払いを条件とされている場合に限りです。)